

## 宿毛市老人クラブ連合会規約

(名称)

第1条 この会は、宿毛市老人クラブ連合会（以下「連合会」という）という。

(組織)

第2条 連合会は、宿毛市内の単位老人クラブをもって組織する。

(事務所)

第3条 連合会の事務所は、宿毛市社会福祉協議会内に置く。

(目的)

第4条 連合会は、宿毛市内の老人クラブ関係者相互の連絡提携を図ることにより、老人クラブの組織的活動を促進し、老人福祉の充実に資することを目的とする。

(事業)

第5条 連合会は、前条の目的を達成するために文化部、体育部、女性部を置き、次の事業を行う。

- ① 単位老人クラブの指導、育成に関すること。
- ② 老人の教養の向上に関すること。
- ③ 老人の健康の増進に関すること。
- ④ 社会奉仕活動に関すること。
- ⑤ その他老人福祉に関すること。

2 連合会に若手委員会を置くことができる。若手委員会の行う事業は次のとおりとする。

- ① 若手会員の加入促進に関すること。
- ② 若手会員の活動の場づくりや、若手会員の発想や行動力を生かした事業に関すること。

(役員)

第6条 連合会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 3名、会計 1名、監事 2名

- 2 会長は会務を総理し、連合会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。  
又、文化部、体育部、女性部の各部長を兼ねる。
- 4 会計は連合会の経理を行う。
- 5 監事は経理の状況を監査し、評議員会に報告する。

(役員を選任及び任期)

第7条 監事を除く役員は理事の互選とし、評議員会において選任する。

- 2 監事は評議員会において選任する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員再任は妨げない。

(顧問)

第8条 連合会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は評議員会の承認を経て、会長が委嘱する。

(理事)

第9条 連合会に理事を置く。

- 2 理事は12名以内とし、評議員会において選任する。
- 3 会長、副会長、会計は理事を兼ねるものとする。
- 4 理事任期は役員任期に準ずる。

(会議)

第10条 連合会の会議は理事会、評議員会とし、会長が招集する。

(評議員会)

第11条 評議員会は単位老人クラブ(代理を含む)の会長をもって組織し、連合会の収支予算及び事業計画その他会の運営に関する重要事項について審議決定する。又、決算の認定を行う。

- 2 評議員会及び理事会は必要に応じ開催する。

(議事)

第12条 会議は構成員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決

するところによる。

(会計)

第13条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(経費)

第14条 連合会の経費は、負担金、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(加入及び脱退)

第15条 単位老人クラブが連合会に加入しようとするとき、又は脱退しようとするときは、評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年3月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。